



外国籍特定専門人材優遇税制のご案内

2020年12月版



MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
since 1845

外国籍「特定専門人材」の租税優遇措置について

2017年11月に多くの外国籍専門人材を誘致を目的とした「[外国籍専門人材の招聘と雇用法](#)」が公布され、その中で外国籍特定専門人材への労働許可、ビザ、居留、保険、税金、退職等の待遇向上が図られています。

また同法の公布に伴い、財政部が「[外国籍特定専門人材の所得税減免弁法](#)」を制定し、2018年2月8日に施行されています。これにより、一定の条件を満たす外国籍特定専門人材は、同弁法に規定されている租税優遇を利用できます。

上記二法の主なポイントは、以下の通りです。

- ①外国籍特定専門人材が、台湾で専門事業に従事する場合に雇用主を介さずに自由に転職が可能となる「就業ゴールドカード」の申請が可能となった。
- ②外国籍特定専門人材の招聘雇用の許可期間が3年から5年に拡大された。
- ③外国籍特定専門人材が台湾での居留権を取得し、かつ給与所得が新台幣ドル300万元を超過した初めての年から起算して3年間は、滞在日数183日以上の要件を満たした課税年度ごとに、**給与所得が300万元を超過した部分の課税を半額にする優遇措置を設けた。**

上記の外国籍特定専門人材の租税優遇措置については、多くの日系企業において金額的なメリットが大きいことが実務によって明らかになってきていますので、まだ適用を検討されていない日系企業におかれましては、早期にご検討いただければ幸いです。

勤業衆信聯合會計師事務所
日系企業サービスグループ(JSJ)一同

外国籍特定専門人材の租税優遇措置

(1) 概要

外国籍専門人材の招聘強化などを目的として、一定の外国籍専門人材は労働許可、ビザ、居留、保険、税金、退職等において優遇を得ることが可能です。



外国籍特定専門人材の租税優遇措置

(2) 優遇税制措置

外国籍専門人材の招聘強化などを目的として、一定の外国籍専門人材は労働許可、ビザ、居留、保険、税金、退職等において優遇を得ることが可能です。

外国籍専門人材

外国籍特定
専門人材

外国籍専門人材の中でも、中央目的主管機関の公開する、台湾で必要とされるテクノロジー、経済、教育、文化、芸術、体育及びその他の各分野における特殊技能保有者

適用対象

- 労働部からの「外国籍特定専門人材」の許可通知を入手している方もしくは「就業ゴールドカード」を入手している方
- 就労のため、初めて台湾での居留を許可された方（2018年1月1日以降に労働許可を切り替えた方も原則として対象になります）
- 専門業務に従事するために雇用された日より前の5年間に於いて、台湾に戸籍がなく、かつ台湾での年間滞在日数が183日未満の方
- 対象課税年度の滞在日数が183日以上の方
- 対象課税年度に於いて、専門業務の従事による給与がNTD300万元（国内外）を超えた方



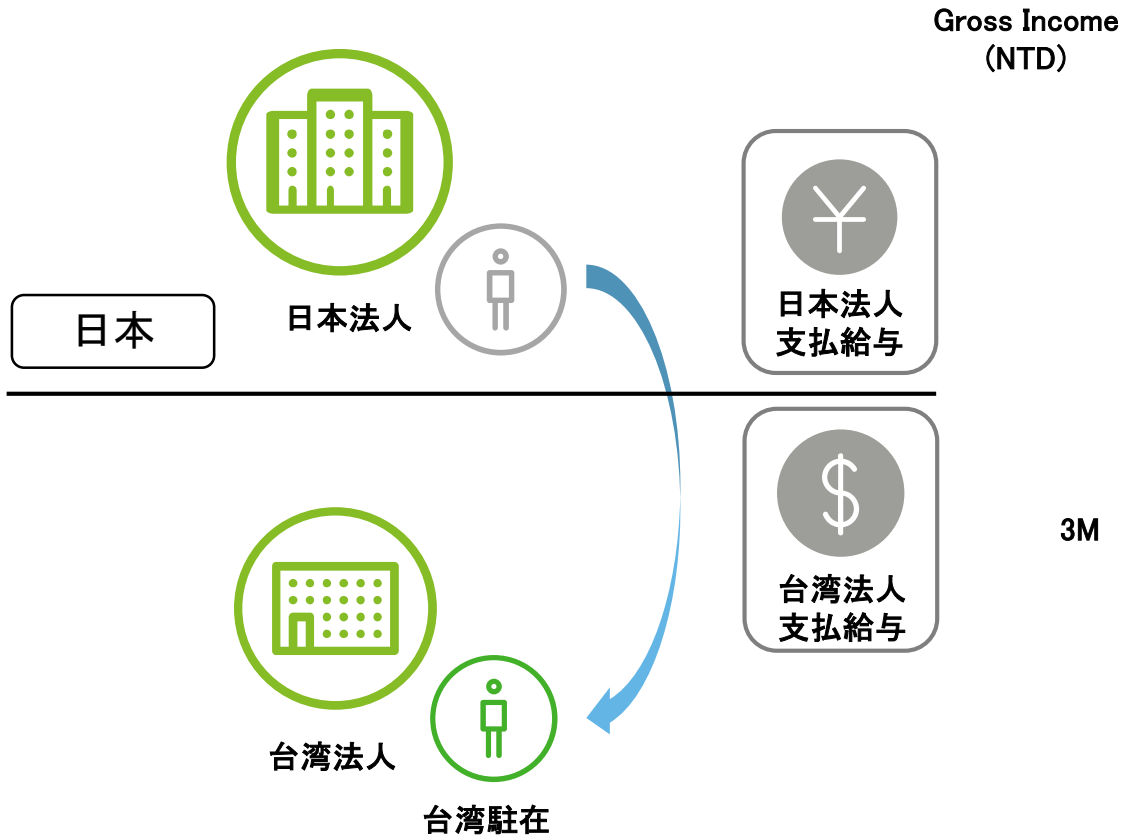
税金優遇

台湾での居留権を取得し、かつ給与所得がNTD300万元を超過した初めての年から起算して3年間は、滞在日数183日以上の要件を満たした各課税年度ごとに、給与所得が300万元を超過した部分の課税を半額にする優遇措置（「外国籍専門人材の招聘と雇用法」第9条）

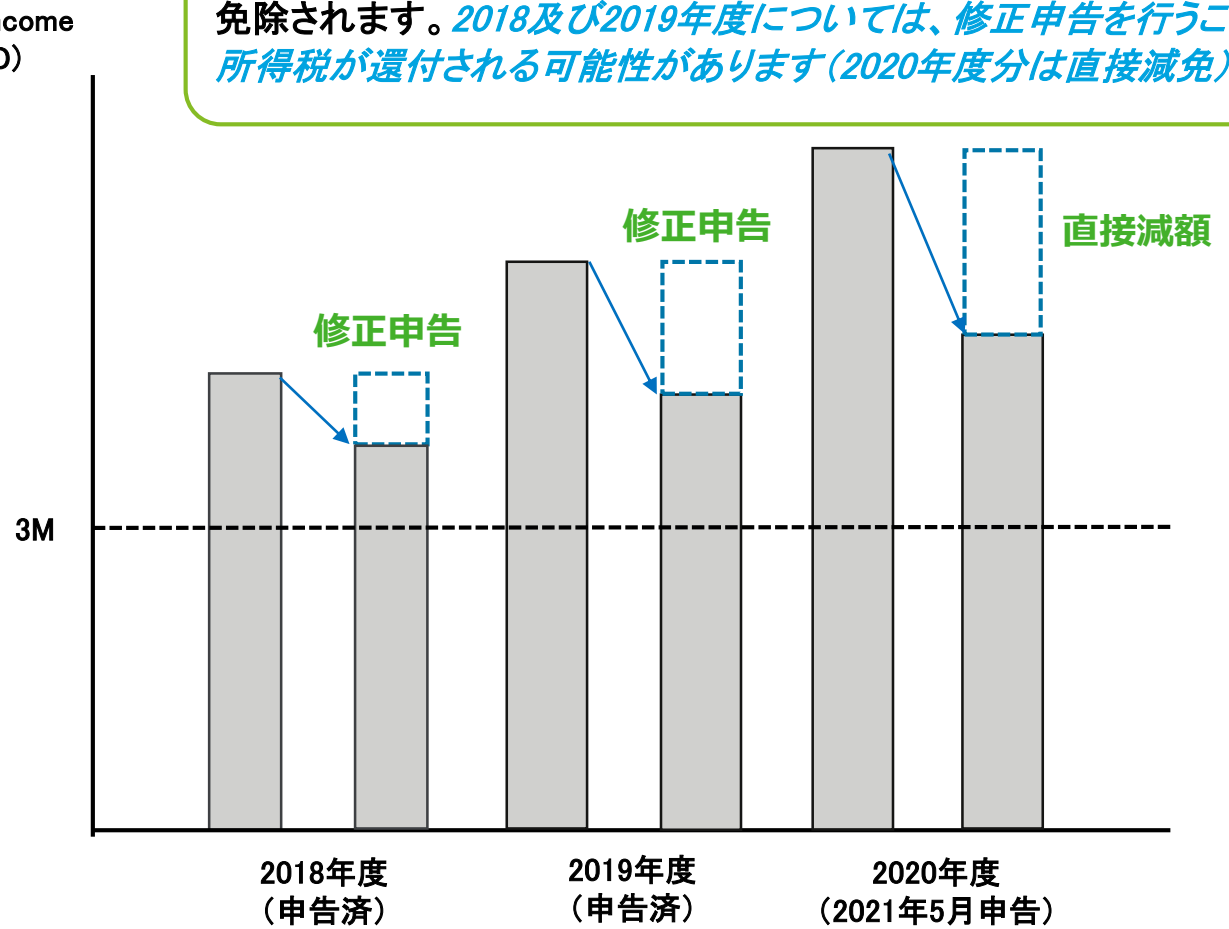
外国籍特定専門人材の租税優遇措置

(3)適用イメージ

関連する租税優遇措置は、各要件を充足した場合、2018年度の確定申告分から適用が可能です。日本法人及び台湾法人でそれぞれ支払う給与収入から計算した給与所得の合計がNTD300万円を超過した部分は、所得総額への計上が減免されるため、**過年度申告分については所得税の還付を受けられる可能性があります。**



要件を満たした場合、 に該当する所得が総合所得への計上を免除されます。2018及び2019年度については、修正申告を行うことで所得税が還付される可能性があります(2020年度分は直接減免)。



本件に関しご不明点がございましたら、担当メンバーにお問い合わせください。

デロイト台湾日系企業サービスチーム

中村 剛/ Tsuyoshi Nakamura

パートナー/公認会計士/トーマツ駐在員

Tel: +886 (2) 2725-9988 #3755

email: tsuynakamura@deloitte.com.tw

三上 太典/ Daisuke Mikami

シニアマネジャー/公認会計士/トーマツ駐在員

Tel: +886 (2) 2725-9988 #3636

email: damikami@deloitte.com.tw

早川 成泰/ Shigeyasu Hayakawa

シニアマネジャー/公認会計士/トーマツ駐在員

Tel: +886 (2) 2725-9988 #3600

email: shighayakawa@deloitte.com.tw

五十嵐 祐介/ Yusuke Igarashi

マネジャー/米国公認会計士

Tel: +886 (2) 2725-9988 #3946

email: yuigarashi@deloitte.com.tw

勤業眾信聯合會計師事務所

日商組 (JSG)

11073 台北市信義區松仁路100號20樓

Deloitte & Touche

Japanese Services Group

20F, Taipei Nan Shan Plaza, No. 100, Songren Rd.,
Xinyi Dist., Taipei 11073, Taiwan

Official Website : https://www2.deloitte.com/tw/tc/pages/about-deloitte/topics/deloitte-tw-jsg.html?icid=wn_deloitte-tw-jsg

Deloitteとは、デロイトトウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTLの全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイトアジアパシフィックリミテッドは保証有限責任会社であり、DTTLのメンバーファームです。デロイトアジアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの100を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitteならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitteネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitteネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

